

# 医療法人研医会 田辺すみれ訪問看護ステーション

## 訪問看護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、訪問看護サービス提供開始にあたり、厚生省令に基づいて、当時業者があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人研医会
代表者氏名	理事長 前田 章
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	兵庫県神戸市須磨区白川台3丁目38-1 電話 0739-24-5333
法人設立年月日	昭和44年2月10日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	田辺すみれ訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	3062290246
事業所所在地	和歌山県田辺市城山台5番6号
連絡先 相談担当者名	電話 0739-22-8889 担当 坂本 美保
事業所の通常の 事業の実施地域	田辺市 白浜町 みなべ町 すさみ町 上富田町

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	田辺すみれ訪問看護ステーションが実施する指定訪問看護事業は、適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	田辺すみれ訪問看護ステーションが実施する指定訪問看護事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（但し12月29日から1月3日を除く。やむを得ない場合については対応を検討します）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

## (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から日曜日
サービス提供時間	午前0時から24時

## (5) 事業所の職員体制

管理者	坂本 美保
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</li> <li>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</li> <li>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li> </ol>	1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</li> <li>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。</li> <li>3 利用者へ訪問看護計画書を交付します。</li> <li>4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> <li>5 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</li> <li>6 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</li> <li>7 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</li> <li>8 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</li> </ol>	1名以上
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	3名以上
理学療法士 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</li> <li>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</li> </ol>	1名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	1名以上

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

#### (2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【 指定訪問看護ステーションの場合（要介護） 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
<b>昼間（8時～18時）</b>					
20分未満（314単位）	看護師による場合	3,140円	314円	628円	942円
30分未満（471単位）	看護師による場合	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上（823単位） 1時間未満	看護師による場合	8,230円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上（1,128単位） 1時間30分未満	看護師による場合	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）は、25%増（夜間・早朝加算）					
深夜（22時～6時）は、50%増（深夜加算）					

【 指定訪問看護ステーションの場合（要支援） 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
<b>昼間（8時～18時）</b>					
20分未満（303単位）	看護師による場合	3,030円	303円	606円	909円
30分未満（451単位）	看護師による場合	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上（794単位） 1時間未満	看護師による場合	7,940円	794円	1,588円	2,382円
1時間以上（1,090単位） 1時間30分未満	看護師による場合	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）は、25%増（夜間・早朝加算）					
深夜（22時～6時）は、50%増（深夜加算）					

【 理学療法士等による訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
1日に2回までの場合	昼間 (294単位)	2,940円	294円	588円	882円
1日に2回を超えて行う場合	昼間 (265単位)	2,650円	265円	530円	795円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）は、25%増（夜間・早朝加算）					
深夜（22時～6時）は、50%増（深夜加算）					

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1割	2割	3割	
緊急時訪問看護加算 (訪問看護ステーション) (574単位)	5,740円	574円	1,148円	1,722円	1月につき
緊急時訪問看護加算 (病院又は診療所) (315単位)	3,150円	315円	630円	945円	1月につき
特別管理加算(Ⅰ) (500単位)	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月につき
特別管理加算(Ⅱ) (250単位)	2,500円	250円	500円	750円	
ターミナルケア加算 (2500単位)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡月に1回
初回加算 (300単位)	3,000円	300円	600円	900円	初回のみ、1回につき
退院時共同指導加算 (600単位)	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算 (250単位)	2,500円	250円	500円	750円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅰ) (550単位)	5,500円	550円	1,100円	1,650円	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ) (200単位)	2,000円	200円	400円	600円	1月につき
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (254単位)(402単位)	2,540円	254円	508円	762円	1回につき(30分未満)
	4,020円	402円	804円	1,206円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (201単位)(317単位)	2,010円	201円	402円	603円	1回につき(30分未満)
	3,170円	317円	634円	951円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算 (300単位)	3,000円	300円	600円	900円	1回につき
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10%加算	左記の1 割	左記の2 割	左記の3 割	1回につき
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5%加算	左記の1 割	左記の2 割	左記の3 割	1回につき
要介護5の者の場合(+800単位) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所と連携する場合〉	8,000円	800円	1,600円	2,400円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(6単位)	60円	6円	12円	18円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈訪問看護ステーション及び 病院又は診療所〉(3単位)	30円	3円	6円	9円	1回につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉(50単位)	500円	50円	100円	150円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業所と連携する場合〉(25単位)	250円	25円	50円	75円	1月につき
新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数 の1/1000	左記の 1割	左記の2 割	左記の3 割	1月につき (令和3年9月30日 まで)

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が 1 月あたり 50 人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。なお、特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。
- ※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。）が同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1 時間以上 1 時間 30 分未満）に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪府に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。
- ※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】  
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

## 【訪問看護・医療保険利用料金表】

〔訪問看護〕\_\_利用料金（1回につき）【 】内は准看が行った場合

		料金	1割	2割	3割
基本療養費Ⅰ (看護師等：週3日まで)		5,550円 【5,050円】	555円 【505円】	1,110円 【1,010円】	1,665円 【1,515円】
基本療養費Ⅰ (看護師等：週4日以降)		6,550円 【6,050円】	655円 【605円】	1,310円 【1,210円】	1,965円 【1,815円】
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合		12,850円			
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	看護師等：週3日目まで	5,550円 【5,050円】	555円 【505円】	1,110円 【1,010円】	1,665円 【1,515円】
	看護師等：週4日目以降	6,550円 【6,050円】	655円 【605円】	1,310円 【1,210円】	1,965円 【1,815円】
基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	看護師等：週3日目まで	2,780円 【2,530円】	278円 【253円】	556円 【506円】	834円 【759円】
	看護師等：週4日目以降	3,280円 【3,030円】	328円 【303円】	656円 【606円】	984円 【909円】
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。		

注) 1. 看護師等とは、保健師、助産師又は看護師を指します。

2. 基本療養費Ⅰ・Ⅱともに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は、週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の場合	12,830円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。
機能強化型訪問看護管理療養費2		9,800円	
機能強化型訪問看護管理療養費3		8,470円	
訪問看護管理療養費		7,440円	
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の2日目以降	3,000円	
機能強化型訪問看護管理療養費2			
機能強化型訪問看護管理療養費3			
訪問看護管理療養費			

〔各種加算〕

項目	利用料金 (単位:円)	項目	利用料金 (単位:円)
1. 難病等複数回訪問加算 (1日2回) ※	4,500 円	14. 退院時共同指導加算	8,000 円
2. 難病等複数回訪問加算 (1日3回以 降) ※	8,000 円	15. 退院時支援指導加算	6,000 円
		15. 退院時支援指導加算 (90分を 超える指導)	8,400 円
3. 24時間対応体制加算	6,400 円	16. 在宅患者連携指導加算	3,000 円
4. 緊急訪問看護加算 (1日につき)	2,650 円	17. 乳幼児加算 (1日につき)	1,500 円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	18. 看護・介護職員連携強化加算	2,500 円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	19. 複数名訪問看護加算 /看護師等 (週1日) ※	4,500 円
7. 特別管理加算	2,500 円	20. 複数名訪問看護加算 /准看護師 (週1日) ※	3,800 円
8. 特別管理加算 (重症度等の高いご利用 者)	5,000 円	21. 複数名訪問看護加算 /看護師等 または看護補助者 (週3日) ※	3,000 円
9. 訪問看護情報提供療養費 1 (1月につ き)	1,500 円	22. 複数名訪問看護加算 /看護師等 または看護補助者 (1日複数回)	1日1回: 3,000 円
			1日2回: 6,000 円
10. 訪問看護情報提供療養費 2 (1月につ き)	1,500 円	23. 夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円
11. 訪問看護情報提供療養費 3 (1月につ き)	1,500 円		
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加 算	2,000 円	24. 深夜訪問看護加算	4,200 円
13. 長時間訪問看護加算	5,200 円	25. 特別管理指導加算	2,000 円

※いずれも同一建物内 1名の場合の料金です。同一建物 2人以上の料金については、別途ご案内いたし  
ます。

**【精神科訪問看護・医療保険利用料金表】**

[訪問看護] 利用料金(1回につき)

			精神科訪問看護基本療養費Ⅰ							
			料金	1割	2割	3割				
保健師、看護師、又は作業療法士による場合	週 3 日目まで	30分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円				
		30分以上	5,550 円	550 円	1,110 円	1,650 円				
	週 4 日目以降	30分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円				
		30分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,950 円				
准看護師による場合	週 3 日目まで	30分未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円				
		30分以上	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円				
	週 4 日目以降	30分未満	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円				
		30分以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円				
			精神科訪問看護基本療養費Ⅲ							
			同一日に2名				同一日に3名以上			
			料金	1割	2割	3割	料金	1割	2割	3割
保健師、看護師、又は作業療法士による場合	週 3 日目まで	30分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円	2,130 円	213 円	426 円	639 円
		30分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	2,780 円	278 円	556 円	834 円
	週 4 日目以降	30分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円	2,550 円	255 円	510 円	765 円
		30分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	3,280 円	328 円	656 円	984 円
准看護師による場合	週 3 日目まで	30分未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円	1,940 円	194 円	388 円	582 円
		30分以上	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円	2,530 円	253 円	506 円	759 円
	週 4 日目以降	30分未満	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円	2,360 円	236 円	472 円	708 円
		30分以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円	3,030 円	303 円	606 円	909 円
入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められたものに対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づき、サービスを行った場合に入院中1回(厚生労働省が定める特掲診療料の施設基準等・別表七、八については2回まで)に限り算定します。			精神科訪問看護基本療養費Ⅳ							
			料金	1割	2割	3割				
			8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円				
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の初日の場合	12,830 円		指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出するとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度算定する。						
機能強化型訪問看護管理療養費 2		9,800 円								
機能強化型訪問看護管理療養費 3		8,470 円								
訪問看護管理療養費		7,440 円								
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の2日目以降	3,000 円								
機能強化型訪問看護管理療養費 2										
機能強化型訪問看護管理療養費 3										
訪問看護管理療養費										

## 〔各種加算〕

※いずれも同一建物内 1名の場合の料金です。同一建物 2人以上の料金については、別途ご案内いたします。

項目	利用料金 (単位:円)	項目	利用料金 (単位:円)
1. 難病等複数回訪問加算(1日2回)	4,500円	15.退院時共同指導加算	8,000円
2. 難病等複数回訪問加算(1日3回以降)	8,000円	16.退院時支援指導加算	6,000円
3. 24時間対応体制加算	6,400円	16.退院時支援指導加算(90分を超える指導)	8,400円
		17.在宅患者連携指導加算	3,000円
4. 緊急訪問看護加算(1日につき)	2,650円	18.乳幼児加算(1日につき)	1,500円
5. 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	19.看護・介護職員連携強化加算	2,500円
6. 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	20.複数名訪問看護加算 /看護師等 (週1日)※	4,500円
7. 特別管理加算	2,500円	21.複数名訪問看護加算 /准看護師 (週1日)※	3,800円
8. 特別管理加算(別に厚生労働大臣が定める状態にある ご利用者)	5,000円	22.複数名訪問看護加算 /看護師等または 看護補助者(週3回)※	3,000円
9. 訪問看護情報提供療養費1(1月につき)	1,500円	23.複数名訪問看護加算 /看護師等または 看護補助者(週3回)(1日複数回)※	1日1回:3,000円 1日2回:6,000円 1日3回:以上10,000円
10. 訪問看護情報提供療養費2(1月につき)	1,500円	24.深夜訪問看護加算	4,200円
11. 訪問看護情報提供療養費3(1月につき)	1,500円	25.特別管理指導加算	2,000円
12. 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円		
13. 長時間訪問看護加算	5,200円		
14. 精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料2のイを算定する利用者: 8,400円精 神科在宅患者支援管理料2のロを算定する利用者: 5,800円		

#### 4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は、下記の請求をいたします。 (1) 実施地域を越えてから片道 1 km未満 0 円 (2) 実施地域を越えてから片道 1 km以上 500 円	
② 死後の処置	20,000 円+税	
③ キャンセル料	サービスの利用を中止又は変更される場合は、利用予定日の前日 17 時までに連絡をください。中止の申し出がない場合は、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日 17 時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	ご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

#### 5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者宛に郵送します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み 【銀行口座】三十三銀行 田辺支店（店番：630） 【口座番号】7004098（総合口座） 【口座名義】医療法人研医会田辺中央病院 (イ) 利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 1 ヶ月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

#### 6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	相談担当者	坂本 美保
	連絡先電話番号	0739-22-8889
	受付日及び受付時間	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 坂本 美保
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

## 9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"><li>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li><li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li><li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li><li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li></ol>
--------------------------	--

② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
---------------	--

#### 10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治 医	医療機関名	医療法人研医会 田辺中央病院
	主治医氏名	合田 杏佑
	所在地	和歌山県田辺市南新町 147 番地
	電話番号	0739-24-5333
	対応時間	24 時間
緊急 連絡 先	氏名	家族及び身元引受人に準ずる
	住所	家族及び身元引受人に準ずる
	電話番号	家族及び身元引受人に準ずる

#### 11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

## 12 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 15 サービス提供の記録

- ① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

## 16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 18 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

#### ① 相談及び苦情の対応

相談または苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応します。管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告します。

#### ② 確認事項

- ・ 相談又は苦情のあった利用者の氏名
- ・ 提供したサービスの種類・年月日及び時間
- ・ サービス提供した職員の氏名（利用者がわかる場合）
- ・ 具体的な苦情・相談内容
- ・ その他参考となる事項

#### ③ 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明します。

#### ④ 相談及び苦情処理

- ・ 管理者を中心として相談・苦情について処理をします。
- ・ 文章により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文章を渡します。
- ・ 利用者に渡した文章と同様の文章を居宅介護事業者にも渡し、苦情又は相談の状況について報告します。
- ・ 相談・苦情処理の記録を保管し、改善点を全職員に周知し再発の防止を図ります。

### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 田辺すみれ訪問看護ステーション 管理者 坂本 美保	所在地 和歌山県田辺市城山台5番6号 電話番号 0739-22-8889 受付時間 8時30分から17時30分
田辺市福祉課	TEL 0739-26-4900
和歌山県国民健康保険団体連合会	TEL 0734-27-4662
田辺市やすらぎ対策課介護保険係	TEL 0739-26-4931

19 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
-------	---

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年和歌山県条例第 65 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	和歌山県田辺市南新町 147 番地
	法人名	医療法人研医会
	代表者名	理事長 前田 章
	事業所名	田辺すみれ訪問看護ステーション
	説明者氏名	坂本 美保

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

家族及び 身元引受人	住所	
	氏名	印
	続柄	